

青森県報

第十九号

令和八年
一月二十一日
(水曜日)

目次

告示

- 特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生 (水産振興課) : 一
- 青森県土地利用基本計画の変更 (監理課) : 一
- 道路の区域の変更 (道路課) : 三
- 右 同 (同) : 四
- 都市計画の変更 (都市計画課) : 四
- 右 同 (同) : 四
- 右 同 (同) : 五
- 右 同 (同) : 五

公 告

- 知事管理漁獲可能量の変更の公表 (水産振興課) : 五

青森県土地利用基本計画を変更したので、国土利用計画法(昭和四十九年法律第十二号)第九条第十四項において準用する同条第十三項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

なお、青森県土地利用基本計画に係る書類は、青森県土整備部監理課及び関係市町村土地対策担当課に備え置いて一般の閲覧に供する。

令和八年一月二十一日

青森県知事 宮下宗一郎

計画書変更の要旨

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)第一百八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認めたので、同条第四項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により公示する。

青森県告示第十九号

土地利用基本計画は、国が定める国土利用計画を基本とすることから、令和5年7月に開議決定された第六次国土利用計画(全国計画)との整合を図るために、計画書を変更とともに、国土利用計画(県計画)を土地利用基本計画に統合し、県土利用

発起人の住所及び氏名(名称)	区域	区 分
下北郡東通村大字野牛字釜ノ平一の二五二 吉田満夫	野牛区域 組合の地区	総トン数十トン 未満の漁船による行う漁業
下北郡東通村大字野牛字釜ノ平五六の四 中野孝夫	野牛区域 組合の地区	総トン数十トン 未満の漁船による行う漁業

青森県知事 宮下宗一郎

令和八年一月二十一日

の総合の方針を示す計画として一本化する。

第1 県土利用の状況と基本的条件の変化

1 県土利用の状況

(1) 県土の概要

本州最北端に位置し、三方を海に囲まれ、八甲田山系や十和田湖を有する緑豊

かで多様な自然と美しい景観に恵まれており、県土の約65パーセントが森林

(2) 土地利用の動向（平成24年～令和4年）

農地は減少傾向、道路・宅地は増加傾向

(3) 基本的条件の変化と課題

2 県土利用をめぐる基本的条件の変化と課題

(1) 人口減少・高齢化等を背景とした県土の管理水準の悪化

県土の適切な利用と管理を通じ、県土を荒廃させない取組の推進が重要

(2) 大規模自然災害に対する脆弱性の解消と危機への対応

従来の防災・減災対策に加え、災害発生時にも速やかな復旧・復興ができる県

(3) 自然環境と美しい景観等の悪化

生物多様性の損失を止め、反転させる「ネイチャーポジティブ」の考えに根ざした県土利用・管理の推進が重要

第2 県土利用の基本方向

1 基本理念

公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りながら、地域の諸条件に配慮し、土地利用に関する計画に従って利用することにより、多様な地域特性を活かしつつ、持続可能で自然と共生した県土利用・管理を目指す。

2 県土利用の基本方針

(1) 地域全体の利益を実現する最適な県土利用・管理

低未利用土地や空き家等の有効利用等による土地利用の効率化を図り、地域の持続性確保につながる土地利用転換といった土地利用の最適化を推進

(2) 土地本来の災害リスクを踏まえた賢い県土利用・管理

防災公共の推進とともに、災害リスクの把握及び周知を図り、災害リスクの高い地域に係る土地利用を制限

(3) 健全な生態系の確保によりつながる県土利用・管理

健全な生態系の保全・再生や広域的な生態系ネットワークの構築・維持に向け、地域住民や農林漁業者、事業者など多様な主体が連携した取組

3 五地域区分の土地利用の原則

(1) 都市地域

低未利用土地や空き家等の有効活用により土地利用の効率化を図り、郊外への市街地拡大を抑制し、都市機能や居住を中心部や生活拠点等の集約を誘導

(2) 農業地域

一層効率的な利用と生産性の向上、県土保全等の農業の有する多面的機能の維持を図るとともに、環境への負荷の低減に配慮した農業生産を推進

(3) 森林地域

森林の公益的機能を将来につなぐため、間伐等の実施による多様で健全な森林の整備・保全

(4) 自然公園地域

自然とのふれあいや県民の教育の場等としての利用を通じ、県民の保健、休養及び教化に資し、優れた自然の風景地の保護と適正な利用の増進

(5) 自然保全地域

広く県民が自然のぬくみを享受し、自然環境を将来に継承することができるよう、生態系及び景観の維持等の観点から積極的に保全

第三 五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針

1 調整指導方針

五地域区分の重複する地域における土地利用の優先順位及び土地利用の誘導方向を定める。

2 その他

- (1) 高速道路インターチェンジ周辺における合理的な土地利用の実現
- (2) 良好な眺望景観の確保
- (3) 文化財等に配慮した周辺環境の保全
- (4) 長距離自然歩道周辺の良好な環境・景観の確保
- (5) 水源地域の保全
- (6) 貴重な動植物の保護
- (7) 土地利用規制の及ばない地域（白地地域）の発生への対応
- (8) 非線引き都市計画区域における無秩序な開発の抑制と優良農地の保全
- (9) 優良農地をバイパスする幹線道路の沿道開発への対応
- (10) 市街化調整区域における土地利用整序
- (11) 用途地域の縮小に伴う計画白地地域への対応
- (12) 市街化調整区域との外側に位置する非線引き都市計画区域との間にわたる広

域的な土地利用調整

- (13) 市街化調整区域の外側が都市計画区域外となっている場合の土地利用の非連続性の調整
- (14) 地域間の広域的な規制・誘導の態様の調整

第4 土地利用上配慮されるべき公的機関の開発保全整備計画

- ・地区整理事業（八戸市大字売市）
- ・むづ川原開発
- ・都市計画公園事業（三沢市民の森、浪岡緑道、新青森県総合運動公園、高森山総合運動公園）

青森県知事印

道路法（昭和17年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定による表示する。
なお、その関係図面は、告示の日から令和八年一月一十日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和八年一月二十一日

青森県知事 宮下宗一郎

図面番号	道路種類	路線名	変更の区域	変更の前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	県道	東北横浜線	上北郡六ヶ所村大字鷹架字前田五五の1から上北郡六ヶ所村大字鷹架字前田五九の1まで	前	一四・七〇メートルから三〇・三〇メートルまで	一七〇・六〇メートル	

青森県告示第一二二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

番 号	面	種道 路類の	路 線名	変 更 の 区 間	前後別	敷 地 の 幅 員	敷 地 の 延 長	備 考
1	県 道	線	米山菖蒲川	北津軽郡鶴田町大字野木字東松虫二〇の一から 北津軽郡鶴田町大字菖蒲川字一本柳三三三まで	前	三〇・二〇メートルから 四七・五〇メートルまで	六八〇・九〇メートル	
後		四九・五〇メートルから	七九八・九〇メートル					

青森県告示第二十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、青森都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画を変更するので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示する。
なお、その関係図書は、青森県土整備部都市計画課及び青森市都市整備部都市政策課に備え置いて縦覧に供する。

令和八年一月二十一日

青森県知事 宮 下 宗 一郎

縦覧に供する図書の名称

- 一 総括図
- 二 計画図
- 三 計画書

なお、その関係図面は、告示の日から令和八年二月二十日まで青森県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和八年一月二十一日

青森県知事 宮 下 宗 一郎

青森県知事 宮 下 宗 一郎

縦覧に供する図書の名称

- 一 総括図
- 二 計画図
- 三 計画書

青森県告示第一一十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、八戸都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画を変更するので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示する。

なお、その関係図書は、青森県県土整備部都市計画課及び八戸市都市整備部都市政策課に備え置いて縦覧に供する。

令和八年一月二十一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

令和八年一月二十一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

知事管理漁獲可能量の変更の公表

知事管理漁獲可能量（令和七年十一月一日公表）の一部を次のとおり変更したので、漁業法（昭和二十四年法律第百六十七号）第十六条第五項において準用する同条第四項の規定により公表する。

- 縦覧に供する図書の名称
- 一 総括図
 - 二 計画図
 - 三 計画書



青森県告示第一一十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十二条第一項の規定により、六ヶ所都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画を変更するので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示する。

なお、その関係図書は、青森県県土整備部都市計画課及び六ヶ所村政策推進課に備え置いて縦覧に供する。

令和八年一月二十一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

知 事 管 理 区 分	知 事 管 理 漁 獲 可 能 量
青森県くろまぐろ（小型魚）漁業	351.0トン

第2 くろまぐろ（大型魚）	
知 事 管 理 区 分	知 事 管 理 漁 獲 可 能 量
青森県くろまぐろ（大型魚）漁業	784.1トン

縦覧に供する図書の名称

- 一 総括図
- 二 計画図
- 三 計画書

公 告

(発行所
青森市長・島一丁人)
森目一番一
県号

(印刷所
青森市第二間奥印刷株式会社
販売人)
東奥印刷株式会社
三丁目七番七号

定価小口一枚二付二十一円七十銭
毎週月・水・金曜日発行